

『雇用管理改善のための業務推進マニュアル 四訂版』正誤表・差替票

対象資料：雇用管理改善のための業務推進
マニュアル四訂版（p.66）

本資料は『業務推進マニュアル』の記載内容に一部訂正が生じたので、正誤をご案内申し上げます。
誠にお手数をおかけいたしますが、マニュアル該当ページ(p.66)の読み替え、または下部の差替票のご活用をお願い申し上げます。

1 正誤対照表

該当箇所	誤(マニュアル記載内容)	正(訂正後)
第 66 ページ 下部 本文解説 「常時 51 人以上の事業所」 適用要件 ②	【誤】 ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること	【正】 ② 2 か月を超える雇用の見込みがあること

2 訂正理由及び同ページ内チェックリストの記載について

■ 本文解説の誤記と法改正の背景

短時間労働者に対する社会保険適用要件は、2022 年(令和 4 年)10 月の法改正により、雇用期間要件が「1 年以上」から一般被保険者と同様の「2 か月を超える雇用の見込みがあること」へと変更されました。
本文解説箇所の「1 年以上」は旧要件の表記が残っていたことによる誤記となります。

■ 同ページ(p.66)下部「チェックボックス付き確認リスト」の記載について(※適切な記載)

なお、同ページ最下部に掲載されている「チェックボックス付きの確認リスト項目」においては、正しく「☐ 2 か月を超える雇用の見込みがある」と記載されております。

こちらのチェックリスト側の記載は現行法令に即した適切な内容となっておりますので、実務上の確認・チェックに際してはそのままご活用いただけます。

✂ キリトリ線(マニュアル p.66 貼付・挟み込み用)

【業務推進マニュアル p.66 貼付用】「短時間労働者の社会保険加入要件(常時 51 人以上)」

[訂正後]被保険者数が常時 51 人以上の事業所における短時間労働者の要件

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること | ② 2 か月を超える雇用の見込みがあること(★本文解説の訂正箇所) |
| ③ 月額賃金が 8.8 万円以上であること | ④ 学生でないこと(※例外あり) |